

## 地域支援事業の推進

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。全市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業のほか、市町村の判断により実施する任意事業に分類されます。また、従前の介護予防事業が一般介護予防事業となったため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業が、対象者の状態の変化により相互に提供できるよう組み立て、総合事業としてサービスの提供のみならず、より介護予防に重点を置いた取組を推進していきます。あわせて介護を担う方々の支援や、ボランティア団体の育成、高齢者の権利擁護等、この地域で安心して生活できる環境づくりを目指して活動します。

日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	掃除・買い物等の日常生活支援や、機能訓練等の介護予防サービスを提供します。低栄養状態の改善が必要な方には栄養改善及び安否確認を目的とした配食サービスを行います。
		通所型サービス	
		生活支援サービス	
		介護予防ケアマネジメント	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	高齢者の生活機能全般の改善を目的とし、生活習慣病予防や転倒予防に向けて筋力訓練等を行うとともに、日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりを含めた介護予防事業を行います。
		地域介護予防活動支援事業	
予防事業対象者把握事業			
包括的支援事業	総合相談支援業務	相談内容に即して継続した支援をするとともに、サービス及び制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。その過程で、権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、成年後見制度等の諸制度を活用して対応します。	
	権利擁護業務		
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
任意事業・その他の事業	介護給付費等費用適正化事業	認知症高齢者に対する見守り体制の構築を図ります。低所得の高齢者で成年後見制度が必要な方に対し支援します。介護予防・日常生活支援総合事業の配食サービス対象外の方で必要な方に対して、食事・栄養確保を重視した取組を進めます。	
	家族介護支援事業		
	成年後見制度利用支援事業		
	地域自立生活支援事業		
包括的支援事業(社会保障充実分)	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者の早期診断、治療、サービス導入を図ります。また、南魚沼地域在宅医療推進センターと協働して医療・介護の連携を推進します。住民や民間団体等が主体となった生活支援サービス提供の仕組みづくりも推進します。	
	在宅医療・介護連携推進事業		
	生活支援体制整備事業		

## 介護保険サービス基盤の整備

介護保険給付の基本は、居宅における自立であり、在宅で生活している要支援・要介護高齢者の多様なニーズに対応し、介護サービス利用者に満足していただけるよう居宅サービス・地域密着型サービスの充実に重点を置いて、介護保険サービス基盤の整備を計画しています。

### 居宅サービス

特定施設入居者生活介護	平成30年度 1か所(3人)	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅です。
-------------	-------------------	---

### 地域密着型サービス

認知症対応型グループホーム	平成30年度 2か所(19人)	認知症の高齢者が少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活する住居です。
看護小規模多機能型居宅介護	平成30年度 1か所(25人)	看護師を配置し、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービスを提供します。
小規模多機能型居宅介護	平成32年度 1か所(25人)	通いによるサービスを中心に、訪問や宿泊を柔軟に組み合わせる利用できます。

### 施設サービス

特別養護老人ホーム	平成30年度 1か所(10床)	寝たきりや認知症等で常に介護が必要で、在宅での生活が難しい人のための施設です。
介護医療院	平成32年度 1か所(48床)	日常的に医学管理が必要な状態の重い高齢者が入所対象となります。